

第3次一関市協働推進計画（概要版）

わっしょい みんなでかつごう いちのせき
令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)

■ 地域協働の推進に関する取組の経過

地域や行政を取り巻く社会情勢などの変化に伴い、従来の行政主導のまちづくりから、地域と行政が協働したまちづくりが必要となったことから、平成26年3月に第1次地域協働推進計画を策定し、取り組んできました。

第1次計画の下、市内33の地域で地域協働体が設立され、各地域の特色を生かした事業が展開されてきました。

また、第2次計画の下では、地域協働体が市民センターの管理運営を行うことにより、市民主体の地域づくり活動を促進するうえでより効果的であることから、段階的・年次計画的に地域管理を進め、令和5年度までに30の市民センターで、指定管理者制度が導入され、地域づくりの拠点としての機能の充実を図ってきました。

しかし、地域を取り巻く環境は、人口減少の影響や少子高齢化社会の進展などで高齢者世帯の増加や地域活動の参加者や担い手の減少、各種団体の役員の高齢化など、現在の地域課題は複雑、多様化していることから、引き続き地域協働体、市民、企業、行政など多様な主体が協働しながら、課題解決に向けた活動を活性化させていくことが必要です。

■ 第2次計画の成果と課題

- 【成 果】**
- 地域協働の仕組みと組織づくり**
地域協働体が作成した地域づくり計画の見直しが進められ、地域の現状に沿った課題解決のための取組
 - 地域人材の育成と確保**
地域協働体職員を対象とした研修の実施など、地域の人材育成に繋がる学習の機会を提供
 - 地域の特性を活かした取組推進**
令和5年度までに30の市民センターが指定管理者制度による地域管理を開始
 - 地域協働体相互及び行政との連携強化**
地域協働体とのパイプ役となる地域担当職員を配置しチーム会議を開催することでの、連携強化
 - 企業の参画促進**
環境保全や美化活動などの社会貢献活動や地域活動へ参加するなど地域社会の一員としての取組

- 【課 題】**
- 地域づくり計画の継続的な推進**
住みよい地域社会を創っていくため、地域づくり計画を継続的に推進していくことが必要
 - 地域協働の啓発**
今後も協働のまちづくりに対する理解を深めるため、継続的な啓発活動が必要
 - 後継者不足と若者の参画促進**
若い人が各種活動に参加しやすい環境をつくるとともに、幅広い世代の参加が求められている
 - 支援制度等の見直し**
地域協働体の規模に応じた交付金の見直しや地域協働体職員の待遇改善が求められている
 - 地域と行政の連携**
地域と市との一層の連携といちのせき市民活動センターによるサポートが求められている
 - 企業による地域協働への参画**
企業と市民との協働の機会の創出や連携強化が求められている

■ 本計画の目的と位置付け

- (目的) 第2次地域協働推進計画で取り組んできた協働の「仕組みづくり」に加え、「人づくり」及び「環境づくり」を一体的に取り組み、本市の協働の仕組みの実践による地域協働をこれまで以上に推進するために策定するもの
- (位置づけ) 本計画は一関市総合計画を上位計画とし、総合計画基本計画の実行計画である、「一関市協働基本計画」に定める協働の取組を推進するための計画とするものです。

■ 目指す姿 <一関市協働基本計画>

『協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る』

人口減少や少子高齢化など社会環境が大きく変わりつつあり、また、公共サービスに対する住民ニーズが多様化してきている今日の社会において、市民、各種団体、企業、行政など多様な主体が創意工夫をし、ともに行動することが重要です。

本計画は、すべての人が地域を支え、創る一員として行動することにより「協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る」ことを目指します。

協働の考え方 <一関市協働基本計画>

協働とは、「協働の主体である市民組織、企業、行政がお互いの立場を尊重し、公共的、公益的な活動を継続的な話し合いと合意により、協力して行動すること」をいいます。

協働のスタイルとなる行動基準を次の3つとします。

- 対等の立場で相互の役割と責任を果たすこと。
- 地域課題を解決するため、継続して話し合うこと。
- 地域の良さを尊重し、地域コミュニティを重視したまちづくりを推進すること。

地域協働の推進に当たっての基本的な考え

次の2つの基本的な考え方を踏まえ、本計画を推進します。

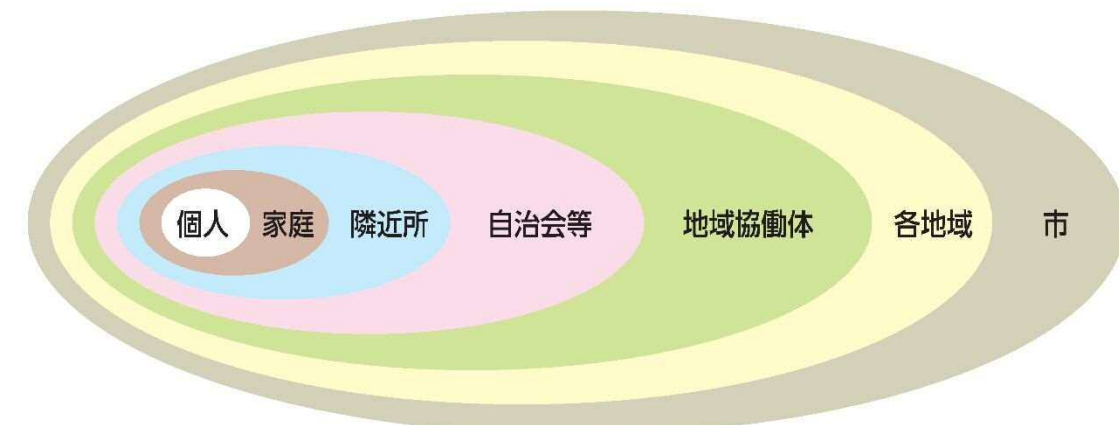
○自立型の地域づくり

自分たちの地域は自分たちで守り、創る、そして地域の創意と主体性を活かし取り組む

○補完性の原則

市民、地域、行政等が連携し、お互いが支え合い補完する

協働のまちづくりにおける補完性の原則のイメージ図



■ 地域協働体の位置づけ

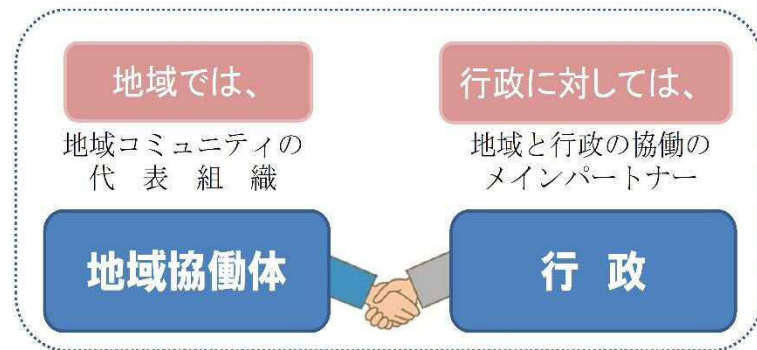
○地域では

「地域コミュニティの代表組織」…地域住民や各種団体等と情報共有、連携、調整を行い、地域の特性を活かした地域づくりや地域課題の解決に取り組むなど。

○行政に対しては

「地域と行政の協働のメインパートナー」…地域課題に関する市民の意見を市の施策に反映させるため、当該地域における行政事業に関し、地域を代表して意見するなど。

- ・ 地域協働体は、地域づくり計画の実行を推進する。行政は、地域づくり計画など地域協働体で決定された事項を尊重し、市の施策への反映に努める。
- ・ 地域の実情に応じ、地域が行った方が効果的、効率的な事業を行政と協議のうえ、実施する。



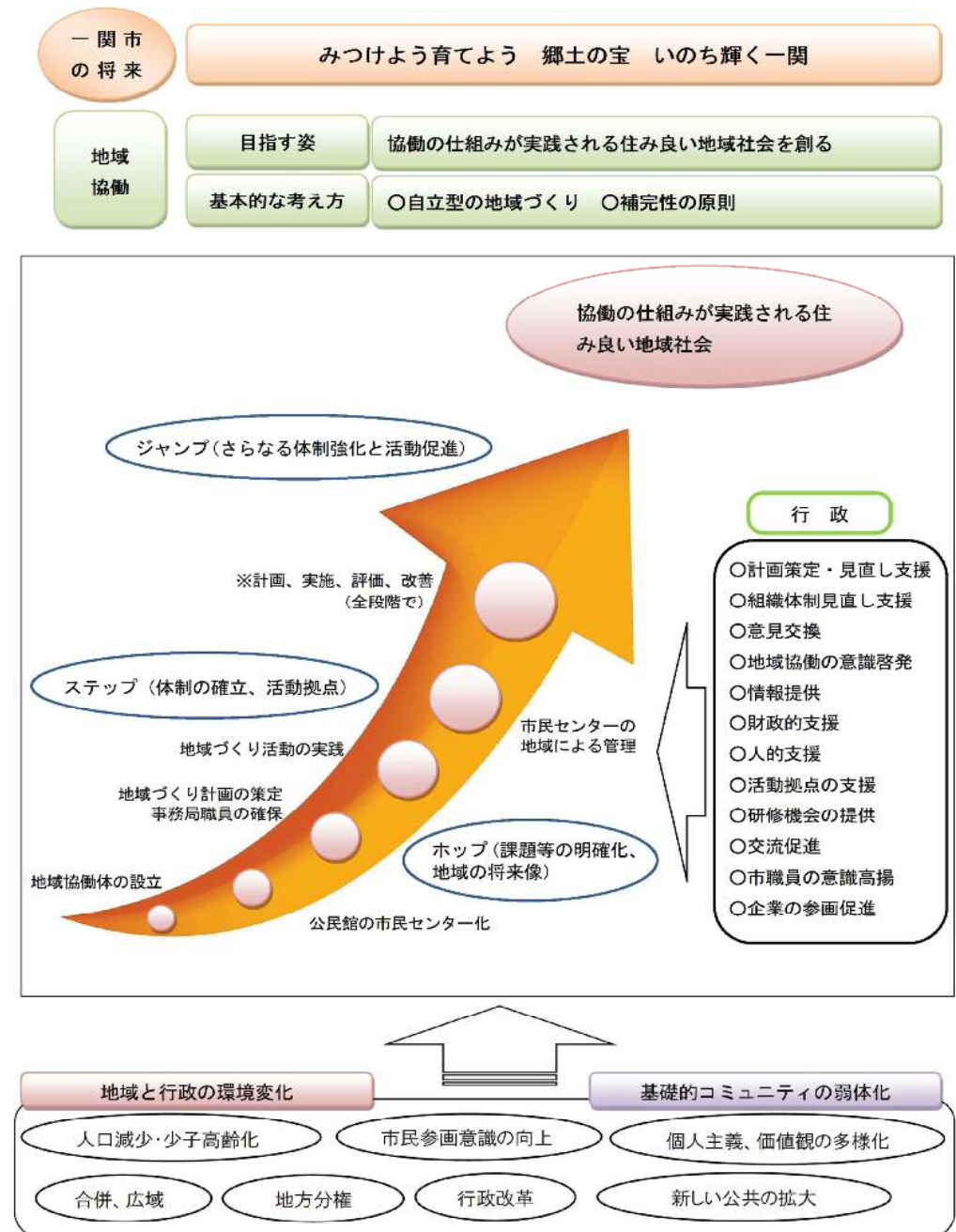
■ 地域協働体の役割

地域協働体には5つの役割を期待しています。

例示すると次のような活動の視点や事業等が考えられますが、地域の実情に応じて、地域協働体が必要な取組を実践します。

区分	活動の事例
①行政機能や基礎的コミュニティ機能の支援・補完	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位自治会や単独の地域組織でできないことへの連携対応 ・ 活動拠点としての市民センターの管理運営 ・ 市総合計画等への意見提出や市の施策への提案 など
②多様な住民参画を通じたコミュニティ機能の再生・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者サロン、買物代行、子育てサロン ・ 環境パトロール、防犯パトロール ・ 都市と農村の交流事業 など
③民主的な地域意見の調整や集約	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート、意見交換、ワークショップ ・ 将来ビジョン、地域づくり計画の策定と推進 ・ 地域要望、ニーズの取りまとめと提案 など
④コミュニティ活動を通じた地域の人材育成、確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種事業の実施による地域内交流の促進、人材育成 ・ 研修会、講演会、視察、講座の実施 ・ 活動や交流を通じた地域人材の発掘 など
⑤新たなまちづくりや活性化の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏まつり、文化祭の実施、体験学習等の受入 ・ 共同店舗運営、農産物の加工、提携販売、特産品開発販売 ・ 地域住民の買い物支援 ・ 高齢者世帯の見守り など

■ みんなで創る地域協働の仕組みとイメージ



■ 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

本計画に掲げる施策の効果的な推進を図るために、地域協働体をはじめ、自治会組織やNPO法人、地域活動に関わりを持つ各種団体、企業など、多様な主体と緊密に連携しながら計画を推進します。

(2) 計画の進行管理

① 計画の進行管理

協働推進会議を開催し、協働推進計画の進捗状況及び進め方、見直しなどについて意見を求めます。

② 評価と検証

行政は、協働で取り組んだ事業について、参加者を対象としたアンケート調査や、意見聴取等を行い、第三者視点による評価に努めるとともに、協働推進会議で客観的な評価、検証を行います。

■ 主な施策・事業

基本方針 ＜協働基本計画＞		施策・事業		実施年度					取組主体				
				6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	市民等	協働体	市		
人づくり	市民意識の啓発	拡充	① 情報発信機能及び体制の強化	多様な媒体を用いて情報発信を行う		→ 実施 →					○	○	◎
		拡充	② 地域協働体職員等情報交換会、活動成果報告会の開催	担い手としての意識の醸成を図るための、情報交換会等を開催する		→ 実施 →					○	○	◎
	地域の人材育成	拡充	③ 学習機会の提供	階層別職員研修など、各種研修会の開催及び必要な情報提供を実施する		→ 実施 →					○	○	◎
		新規	④ 地域運営への参画の促進	地域で活動する様々な団体や個人を、地域運営の話し合いなどに参加を促し、人材育成に努める		検討	→ 実施 →				○	◎	
		新規	⑤ 市政への参画	まちづくりスタッフバンクやパブリックコメントを通じて市政へ参画する		→ 実施 →					◎	○	○
	市職員の意識高揚	継続	⑥ 職員研修の実施	市職員の協働の意識高揚を図るため、研修会等を開催する		→ 実施 →							◎
		新規	⑦ 職員意識調査の実施	市職員を対象とした意識調査を実施する		→ 実施 →							◎
環境づくり	協働の主体の充実	新規	⑧ 市民が市民とつながる交流の場の充実	若者や多様な主体が連携する交流の場を創出する		→ 実施 →					○	◎	○
		継続	⑨ 事業者との連携	事業者と市民との協働の機会の創出や連携を強化する		→ 実施 →					○	○	◎
	協働を進めるための場づくり	継続	⑩ 自治会等活動費総合補助金の活用	自治集会所等の整備に対し補助する		→ 実施 →					◎		○
		新規	⑪ 円卓会議の促進	地域協働体や自治会等での話し合いを促進する		→ 実施 →					○	◎	○
仕組みづくり	情報の共有と意見の反映	継続	⑫ 「地域づくり計画」の市政への反映	事業の優先順位や役割・負担の程度を基に、市の施策への反映に努める		検討	→ 実施 →					○	◎
		継続	⑬ 地域協働体と行政との意見交換	移動市長室、地域協働体と市との意見交換会等を開催する		→ 実施 →						○	◎
	行政等の支援	継続	⑭ 地域協働体等への財政的支援	地域協働体などの取組に対し支援する		→ 実施 →						○	◎
		継続	⑮ 職員による活動支援	市職員は、地域の現状や課題、目指す方向性を把握するとともに、地域の課題解決に向けた取組を支援する		→ 実施 →						○	◎
	中間支援素組織による支援	継続	⑯ 中間支援組織による支援	地域における話し合いの場において、課題の抽出・共有、解決に向けた取組への助言など地域に寄り添った支援を行う		→ 実施 →					○	○	◎
	事業形態の選択活用	継続	⑰ 事業形態の活用	相乗効果が見込まれるものを選択しその機能が十分に生かされるよう努める		→ 実施 →					○	○	◎
	地域協働の仕組みづくり	継続	⑱ 地域協働体の組織づくり	地域協働体設立に向けた取組や、地域協働の仕組みづくりを支援する		→ 実施 →					○	○	◎
		継続	⑲ 地域による市民センターの管理	地域協働体は、地域協働を進めるにあたり、市民センターの管理運営を担う		→ 実施 →					○	◎	○

注：表中の記号は、◎は先導的に取り組む主体、○は、参加、協力する主体